

確 約 書

(あて先) 茨 木 市 長
(環境事業課)

開発行為等を実施するにあたり、次の事項について、その実施を確約いたします。

- 1 ごみ集積施設の設置にあたっては、ごみ集積施設設置予定場所の近隣住民（特にごみ集積施設の両隣並びに、開口部前方三軒を含む）に対して、説明・協議を十分に行い承諾を受けた上で設置します。
- 2 開発行為等区域に、近隣の既存ごみ集積施設が接し（面し）ており、その開発行為等の実施にあたって支障が生じるため、当該既存ごみ集積施設の移設を求める場合は、当該既存ごみ集積施設を利用する関係住民に対して、説明・協議を十分に行い承諾を受けます。
- 3 ごみ集積施設の設置又は既存ごみ集積施設の移設、若しくはそれらの設置及び移設の両方にあたって、苦情、紛争、その他トラブルが生じた場合は、開発者自らが責任をもって、これを処理・解決します。
- 4 設置したごみ集積施設を市へ移管したのちにおいても、その日常の維持管理はこれを利用する者が行い、清潔の保持に努め、ごみ出しのルールを遵守するよう十分に周知します。集合住宅等にあつては、その所有者又は管理者が日常の維持管理を行い、その入居者に対してごみ出しのルールを遵守するよう指導します。
- 5 ごみ集積施設の利用及びその管理に係る近隣住民からの苦情、紛争、その他トラブルは、その利用者（集合住宅等にあつては所有者又は管理者）が、共同し、責任をもって処理・解決するよう、十分に周知します。

年 月 日

確約者 所在地

氏 名

印

連絡先